

# ジャー ジ高木乳業事件勝利判決！

## 元社長に賠償命じる - ジャー ジ乳業分会 -

牛乳の再利用により食中毒事件が起き、工場閉鎖、全員解雇が出されるなかで、雇用責任を追及し、損害賠償を求めながら2年間の裁判闘争を闘ってきた石川地本ジャー ジ乳業分会。

粘り強く闘い続けてきた結果、10月6日、社長の違法行為や過失などが原因で廃業し、解雇されたものであるとの企業責任を認めさせる勝利判決を勝ち取ることができた。

(読売 03.10.07)

### 元社長に4000万支払い命令

#### - ジャー ジ高木乳業廃業訴訟 -

ジャー ジ高木乳業(金沢市、セイワンに社名変更)の元従業員ら14人が、会社が廃業したのは高木成晶元社長が職務を怠ったのが原因として、高木元社長に将来受け取るはずだった賃金や慰謝料など約2億4千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が6日、金沢地裁であった。井戸謙一裁判長は訴えの一部を認め、高木元社長に慰謝料など約4千万円の支払いを命じる判決を下した。

判決によると、同社は一昨年4月末、異臭がするとの苦情を受けて213本の牛乳を回収した。だが、当時の製造部長の指示で再利用して出荷、牛乳を飲んだ金沢市内の児童らが吐き気などを訴えるなどした。同社は営業禁止処分を受けた後、翌月に廃業。その後、全従業員を解雇した。

高木元社長側は「再利用の指示を下したことはなく全く関与していない」と主張していたが、井戸裁判長は判決理由で「社長は再利用禁止を指示する義務があったのに、これを怠る重大な過失を犯した」と指摘した。ただ、将来賃金については「額の認定は困難」として認めなかった。

なお、高木元社長は8月に亡くなったため、遺産相続人が支払い義務を負うことになる。



(勝利命令を掲載する各社の新聞記事)

(朝日 03.10.07)

### 高木乳業訴訟 元従業員への賠償命令

#### - 社長に、1人330万円 -

回収した牛乳の再利用が発覚、廃業したジャー ジ高木乳業(金沢市)の元従業員12人が、高木成昌・元社長=故人=の違法行為や過失などが原因で廃業し、解雇されたとして、将来受け取るはずの賃金や慰謝料など計2億4千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が6日、金沢地裁であった。井戸謙一裁判長は「職務上の重大な過失があった」として、元社長に計3960万円(従業員1人当たり330万円)の支払いを命じた。

判決では、高木元社長は回収牛乳の廃棄を指示する義務があったのに怠り、重大な過失があったと指摘。会社の廃業との因果関係も認め、突然の解雇にともなう慰謝料の支払いを認めた。将来賃金については主張を退けた。

同社は01年4月、苦情で回収した牛乳を学校給食用に再利用し、380人以上の小・中学生らが吐き気などの異常を訴えた。同社は01年5月廃業した。

(連合通信・隔日版)

## 金沢地裁 / 元社長に損害賠償命じる

### ジャージー高木乳業の解雇事件 食中毒事件の過失を認定 -

石川県金沢市のジャージー高木乳業を解雇された従業員が、元社長に賃金などの損害賠償を求めている事件で、金沢地方裁判所は10月6日、従業員一人当たり330万円(総額3960万円)の支払いを命じた。同社廃業の原因になった食中毒事件について判決は、回収した牛乳の再利用を防がなかった元社長の過失を認めている。

同社は、2001年4月にスーパーから回収した牛乳213本を再利用して学校給食用の牛乳を製造。牛乳を飲んだ児童生徒約400人が食中毒を起こし、その後に営業禁止命令を受けて廃業した。従業員は全員解雇された。

従業員の加盟する全国一般石川地本ジャージー乳業支部は「社長は回収牛乳を再利用しないよう指示、監督する義務を怠った。会社が存続していれば得られたであろう賃金と慰謝料を支払うべきだ」と訴えていた。

判決は元社長に対し「回収牛乳の廃棄を具体的に指示すべきであった」とし、消費者の信頼が不可欠な牛乳メーカーのトップとして「重大な過失であったとの評価を免れない」と指摘。損害賠償責任を認めた。

賠償額は、慰謝料など一人当たり330万円。将来賃金の支払いについては退けられた。

石川地本の高原壯夫委員長は今回の判決についてこう語っている。

「雪印事件のあとも企業の責任による不祥事が相次いでおり、その都度、工場閉鎖・リストラ解雇など犠牲になるのは労働者である。判決で出された損害賠償(額)は満足できるものではないが、食中毒事件は社長が引き起こしたに等しいと、その責任を明確に示した。多くの労働者が泣き寝入りしているなかで、この判決の意味は大きい」

### ジャージー高木乳業事件 勝利判決!

10月6日金沢地裁・井戸謙一裁判長は次の判決を言い渡しました。

#### 主文(概要)

1. 組合側(組合員12名)に慰謝料(損害賠償含む)として合計約4,000万円(一人330万円)を支払うこと
2. 平成13年7月18日から支払済みまで年5%の金利をつけて支払うこと。
3. 仮執行を認める。

#### 判決理由(概要)

1. 食中毒事件を起こした責任は社長にある。
2. 食中毒事件と企業閉鎖(=全員解雇)の関係は大きい。

既に高木成晶社長は本年8月死亡していますが、この支払いは遺産相続人(息子)が負うこととなります。

雪印事件以降も企業の責任による不祥事件が相次いでおり、最近もプリマハムなども事件が起きています。そしてその都度、工場閉鎖・リストラ解雇など、犠牲になるのは労働者です。

確かに判決で出された損害賠償は満足できるものではありません。しかし、判決では食中毒事件は社長が引き起こしたに等しいと、その責任を明確に示しました。このことからして、多くの労働者が泣き寝入りしているなかで、この判決の意味は大きいと言えます。

賃下げを許さなかった加南加賀自校の仲間闘いに続いて、このジャージー乳業の理不尽な企業閉鎖・全員解雇に対して、会社の責任を明確に認めた判決をかちとった地本の闘いをさらに前進させよう。中央自校の仲間もがんばれ、ともに勝利に向かって闘おう!

2003年10月6日

全国一般労働組合石川地方本部  
執行委員長 高原壯夫

北甲 訴訟  
高木乳業

# 元社長に賠償命令

## 金沢地裁 元従業員に計400万円

ジャージー高木乳業（金沢市）が製造した牛乳を飲んだ児童ら約四百人が一昨年四月、吐き気などを訴えた事件で、高木成島社長（故人）が回収した牛乳の再利用を防ぐことをせず、これによる会社の廃業で職を失ったとして、元従業員十二人が高木元社長を相手に将来分の賞金相当額など総額二億四千万円を求めた訴訟の判決が六日、金沢地裁であった。

井戸謙一裁判長は「回収牛乳の廃棄を指示しなかったのは、任務怠慢で重大な過失」と高木元社長の職務違反を認定、原

### 『責任認め画期的』

「社長の責任を正面から認めた画期的な判決」。ジャージー高木乳業をめぐる損害賠償訴訟で、原告の元従業員らは六日、金沢地裁で記者会見し、高木成島元社長

判決は、雪印乳業の食中毒事件を受けて保健所から再利用の禁止を指導された後も、同社が日常的に再利用を続けたとし「消費者の信頼が不可欠な牛乳メーカーのトップとして廃棄を指示すべきだった」と指摘した。

原告の男性（50）は「われわれの思いをくんで

らった。やっと気持ちにひと区切りつけられた」。しかし、四十一歳代の原告十二人のうち二人が再就職できない現状について「解雇の衝撃を引き受けている人もある。就職できても給料は大幅に減った」と厳し

同社が、原告らの定年まで存続していたと認めるのは困難として追及、慰謝料だけを認めた。判決によると、同社は二〇〇一年四月、富山県滑川市のスーパーから味がおかしいと苦情を受けて回収した牛乳二百十三本を再利用し、給食用の牛乳を製造、金沢市と石

川県内灘町の小中学校に出荷した。事件の影響で同社は翌五月、廃業して従業員を解雇した。事件では、石川県警が〇二年三月、業務上過失傷害などの疑いで、高木元社長ら同社の四人を書類送検した。金沢地裁は高木元社長について被疑者死で不起訴処分とすることを決めている。

い表情で話した。全国一般労働組合石川地方本部の高原社夫執行委員長は「食品をめぐる不祥事が相次ぐ中、企業の責任を認めたのは画期的。だが、元従業員は困窮しており賠償金額は不

（北陸中日新聞 2003年10月7日）